

# 幼保連携型認定こども園 松帆北 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設等の概要

(ア) 施設の種別	幼保連携型認定こども園
(イ) 運営法人の名称	社会福祉法人 みかり会
(ウ) 施設の名称	幼保連携型認定こども園 松帆北
(エ) 施設の所在地	南あわじ市松帆櫨田 198 番地
(オ) 施設の電話番号、FAX番号	0799-36-2410 FAX0799-36-2412
(カ) 施設の管理者の職名及び氏名	園長 石上 京子
(キ) 認可日	平成27年4月1日
(ク) 確認日	平成27年4月1日

## 2 教育・保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の開所時間	午前7時30分～午後6時30分
(イ) 施設の利用定員	2号 33人、3号 12人
(ウ) 学級数	3クラス
(エ) 教育・保育の理念、方針、目標	
① 教育・保育の理念	『人としての素地を培う』
② 教育・保育の方針	『養護の方針～アットホームな“昼間の家庭”』 『教育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』
③ 教育・保育の目標	
1. 養護の目標	(1) 昼間の家庭をめざす (2) 保護者との共育
2. 教育の目標	(1) 創造力を培う (2) 論理的思考力を培う (3) 人らしく生きる素地を培う (4) 関わる力を培う (5) 自立性を高める

\* 尚、詳細については「教育・保育のしおり」をご参照ください。

(オ)教育・保育の内容

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(カ)延長保育の内容（短時間認定の方のみ）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

(キ)食事の提供

- ① 食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。
- ② 2・3号認定子どもについては昼食及び午後のおやつを提供します。（乳児についてはこれに加え午前中に提供）

(ク)その他保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり

(ケ)教育・保育を提供する日

（2・3号認定こども）

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。

(コ)教育・保育を提供する時間

（2・3号認定こども）

- ① 保育標準時間認定  
7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- ② 保育短時間認定  
8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(サ)居室面積、園舎面積、園庭面積等

- ① 敷地 面積 1033.45 m<sup>2</sup>
- ② 建物 鉄筋コンクリート2階建て  
延べ床面積 564.66 m<sup>2</sup>  
乳児室・ほふく室 2室 25.88 m<sup>2</sup>  
保育室・遊戯室 5室 305 m<sup>2</sup>  
調理室、医務室、その他
- ③ 園庭 513.59 m<sup>2</sup>

### 3 職員の体制

#### (ア) 職種別の職員の数

- |          |     |    |
|----------|-----|----|
| ① 園長     | 常勤  | 1人 |
| ② 主幹保育教諭 | 常勤  | 1人 |
| ③ 保育教諭   | 常勤  | 6人 |
|          | 非常勤 | 4人 |

#### (イ) 職員の勤務形態、労働時間

##### ① 正規職員の勤務時間帯

8:00～17:00、8:30～17:30、9:00～18:00 他

#### (ウ) 職員の経験年数

- |               |     |
|---------------|-----|
| ① 園長の経験年数     | 8年  |
| ② 保育教諭の平均経験年数 | 22年 |

### 4 利用料等

#### (ア) 利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

#### (イ) その他の費用

別表のとおり徴収を行います。

#### (ウ) 支払方法

口座振替払い 保育料・給食費については当月の27日に引き落としとなります。  
(金融機関が休みの場合はその翌営業日)

※必ず引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。

※口座振替ができなかった場合は、現金徴収となります。その際は、振替手数料130円をご負担いただきますので、ご了承ください。

### 5 契約の終了

本利用契約は、下記の事由により終了し、甲は教育・保育の提供を終了し、園児は退園となります。

#### (ア) 園児が就学するとき。

#### (イ) 支給認定保護者が退園を申し出た場合。

#### (ウ) 保育認定子どもに該当しなくなったとき（満3歳以上の子どもであって1号認定子どもとして利用を継続する場合は除く）。

### 6 契約の解除

下記の事由が発生した場合、甲は乙に対し書面により相当の期間を定めた催告をおこない、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用契約を乙の債務

不履行により解除することができる。

(ア) 保育料およびその他利用者負担金等を3ヶ月分以上滞納した場合。

(イ) 当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき。

(ウ) 職員の依頼や指示に乙がしたがわず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき。

(エ) 甲が乙に対し甲の保育理念や方針・目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき。

(オ) その他甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

## 7 学校医

(ア) 学 校 医 滝川医院 滝川 卓

(イ) 学校歯科医 青山歯科医院 青山 和弘

(ウ) 学校薬剤師 ヘルシーピット 岡本 由利子

## 8 健康診断の実施

(ア) 内科健診

全年齢対象に年2回（5月と11月）実施します。

(イ) 歯科健診

全園児 年1回実施（6月）

(ウ) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。

結果については ブレイン（連絡帳システム）に記載します。

## 9 要望・苦情・相談の受付

(ア) 相談窓口

担 当 者 主幹保育教諭

責 任 者 園長

連絡先等 電 話 0799-36-2410

(イ) 第三者委員

南あわじ市社会福祉協議会事務局長

山口 勇樹（連絡先 電話 090-2192-2344）

雄岡山福祉会 理事

総毛 秀子（連絡先 電話 090-3032-0939）

## 10 利用者に対する保険

(ア) 保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

(イ) 保険の内容 死亡 3,000万円（半額の場合あり）

障害 44万円～

負傷 療養に要する費用の4/10（但し、5,000円以上のもの）

## 1.1 非常災害時の対策

- (ア) 避難・消火訓練 月1回実施
- (イ) 災害時の避難場所 願海寺（裏山）

## 1.2 災害時（台風・火災・地震・大雨等）への対応

### (ア) 開園時間前の対応

下記の事由が発生した場合、休園となりますので登園しないようにしてください。

- ① 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）以上が発表され、園が避難情報の対象区域内（土砂災害警戒区域の他、都道府県等が随時対象区域として指定する場合があります）にあるとき
- ② 特別警報が発表されているとき。

### (イ) 教育・保育時間中の対応

下記の事由が発生した場合、ご連絡をさせていただきますので、早めにお迎えに来てください。

- ① 警報が発表され、状況の悪化が予想されるとき。
- ② 避難準備・高齢者避難開始（警戒レベル3）以上が発表され、園が避難情報の対象区域内（土砂災害警戒区域の他、都道府県等が随時対象区域として指定する場合があります）にあるとき。
- ③ 災害の状況により、『引き渡しカード』を活用する場合があります。

## 1.3 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」とおりです。
- (イ) 園で撮影した写真の取扱い、電話番号の照会などは、別途、個別に確認させていただきます。
- (ウ) 園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS等に投稿することを固くお断りいたします。
- (エ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

## 別表

### 1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育用品代	保育用品を購入された費用	実 費
2号認定子どもに係る給食費 (主食費+副食費)	2号認定子どもに係る食事の提供費用	月額 主食費 5,000 円 副食費 1,000 円
1号認定子どもに係る給食費 (主食費+副食費)	食事の提供費用	月額 主食費 5,000 円 副食費 1,000 円
布団リース代	布団を利用された方に係る費用	1回 200 円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

※給食費は、欠席されても全額徴収させていただきます。

### 2 預かり保育に係る利用者負担

南あわじ市の定める額の範囲内で定める。

### 3 延長保育に係る利用者負担（短時間認定の方のみ）

南あわじ市の定める額の範囲内で定める。

別紙にて（災害時避難経路）

